

川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（川崎市決定）

都市計画神木本町特別緑地保全地区を次のように変更する。

| 名 称          | 面 積        | 備 考 |
|--------------|------------|-----|
| 神木本町特別緑地保全地区 | 約 1. 1 h a |     |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 別添理由書のとおり

## 理 由 書

本市では、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に位置づけており、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成30年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの制度を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

「神木本町特別緑地保全地区」は、宮前区神木本町1丁目の市街化区域内に位置し、多摩川の崖線を形成する貴重な斜面緑地です。また、この緑地は、宅地化が進行する当地区周辺において貴重な風致・景観の構成要素となっております。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、区域を変更するものです。

都市計画を定める土地の区域

神木本町特別緑地保全地区

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし
- (3) 変更する部分 川崎市宮前区神木本町1丁目地内

## 経緯書

### 都市計画決定の経緯

#### 神木本町特別緑地保全地区

令和 3年 4月 8日 川崎市告示第194号により面積約0.9haにて  
都市計画決定する。

#### 今回の都市計画決定（変更）の経緯

令和6年11月 土地所有者から、特別緑地保全地区指定についての同意を得る。

令和7年 1月20日～ 県法定協議  
1月24日

令和7年 2月 7日～ 法定縦覧  
2月21日

令和7年 3月24日 都市計画審議会  
令和6年 3月27日 告示

新 旧 対 照 表

| 新<br>旧 | 名 称          | 位 置                 | 面 積             | 備 考 |
|--------|--------------|---------------------|-----------------|-----|
| 新      | 神木本町特別緑地保全地区 | 川崎市宮前区神木本町1丁<br>目地内 | 約 <u>1.1</u> ha |     |
| 旧      | 神木本町特別緑地保全地区 | 川崎市宮前区神木本町1丁<br>目地内 | 約 <u>0.9</u> ha |     |

